

平成27年2月定例会 総務委員会（事前）

平成27年2月9日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時08分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、御報告いたします。

去る5日の議会運営委員会において、提出予定議案のうち、議案第63号の平成26年度徳島県一般会計補正予算（第7号）については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、御報告いたします。

それでは、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③④⑤）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 平成27年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第18号 平成27年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第19号 平成27年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第20号 平成27年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第31号 徳島県情報公開条例の一部改正について
- 議案第32号 徳島県個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第33号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第61号 包括外部監査契約について
- 議案第63号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島県公共施設等総合管理計画（案）について（資料⑥）

塩屋政策監補兼経営戦略部長

今議会に提出を予定しております案件の御説明に先立ち、1点、御報告させていただきます。

去る平成27年2月6日、10時25分ごろに発生した地震について、経営戦略部・監察局・

出納局関係におきましては、大きな被害は発生いたしませんでした。

今後とも、南海トラフ巨大地震をはじめとする、あらゆる災害で速やかな対応ができるよう、更なる安全管理の徹底や連絡体制の再確認を行うなど、引き続き、危機管理対策に取り組んでまいります。

それでは、2月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元にお配りしております平成27年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案63件及び報告4件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第25号まで、及び第63号の26件、条例案が第26号から第55号までの30件、負担金議案が第56号及び第57号の2件、契約議案が第58号の1件、その他の議案が第59号から第62号までの4件、報告につきましては、第1号から第4号までの4件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中ではありますが、平成26年度2月補正予算案を2月18日予定の代表質問日に提案させていただきたいと考えております。

また、収用委員会委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提案を予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず予算案につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元に別途お配りしております平成27年度当初（骨格）予算（案）の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、平成27年度当初予算は骨格予算として編成することとしており、（1）人件費、扶助費、公債費の、いわゆる義務的経費については、年間所要見込額を計上すること、（2）既に継続費や債務負担行為を設定している事業等、継続的な事業に要する経費については、年間所要見込額を計上すること、（3）年度当初の事業執行に支障を来さないようにすること、とした上で、（4）県内の景気動向を踏まえて早期に実施すべき経済雇用対策や、喫緊の課題である県土強靱化など、切れ目のない対応が必要な事業に要する経費については十分配慮すること、として、年度当初から対応すべき事業は漏れなく盛り込んだ骨格予算として編成いたしました。

その結果、一般会計予算の総額は、記載のとおり4,408億8,800万円となり、前年度当初予算に対して92.3%の規模となっております。

なお、今後、6月補正予算において肉付け予算が編成され、今回の骨格予算とあわせて通年予算となります。

また、2ページと3ページには歳入・歳出の款別内訳表、4ページには性質別歳出予算内訳表、5ページには特別会計の状況を記載しておりますが、いずれも骨格予算編成時点での状況であり、空欄となっております6月（肉付け）補正予算の欄とあわせた通年予算として、改めて、前年度との増減比較など、具体的な内容を御説明させていただきたいと考えております。

次に、国の緊急経済対策に呼応するとともに、昨年の豪雨災害や豪雪災害を踏まえた対

策を迅速に実施するための平成26年度2月補正予算案を編成いたしております。

お手元にお配りしております平成26年度2月補正予算（案）の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、補正予算の規模といたしましては、94億5,478万5,000円となっております。

2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、「07 分担金及び負担金」、「09 国庫支出金」、「12 繰入金」、「13 繰越金」、及び「15 県債」におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、「02 総務費」、「03 民生費」、「04 衛生費」、「06 農林水産業費」、「08 土木費」、及び「11 災害復旧費」におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3 ページに記載のとおりであります。

なお、今回の補正予算案につきましては、迅速かつ円滑な事業実施を図る観点から、開会日における先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして、御説明申し上げます。

第26号の条例改正につきましては、食品衛生法等の一部が改正されたことに伴い、食品衛生管理者の養成施設の登録等に係る手数料を定めるものであります。

第27号の条例制定につきましては、食品表示の適正化に関する県の基本的な施策、食品表示の適正性を確保するための食品関連事業者の取組や特定食品製造事業者の届出等に関する事項を定めるものであります。

第28号の条例改正につきましては、食品等を取り扱う施設の公衆衛生上講ずべき措置に係る国の指針が改められたことにかんがみ、所要の改正を行うものであります。

第29号の条例改正につきましては、第27号の条例制定に伴う所要の改正を行うとともに、食品の安全性の向上に資する営業等の衛生管理がされている施設、又は製造等の工程に係る認証制度を創設するものであります。

第30号の条例改正につきましては、基金の設置期間を3年間延長するものであります。

第31号の条例改正につきましては、独立行政法人通則法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第32号の条例改正につきましては、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、及び当該特定個人情報の開示を実施するために必要な措置を講ずるものであります。

第33号の条例改正につきましては、市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするものであります。

第34号の条例改正につきましては、独立行政法人通則法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第35号の条例改正につきましては、法人県民税の法人税割の税率の特例について、5年間延長するものであります。

第36号の条例改正につきましては、土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定、及び指定の更新に係る手数料を定めるとともに、フロン類の充填を業として行う者の登録制度が導入されたことに伴い、所要の整備を行うものであります。

第37号の条例改正につきましては、幼保連携型認定こども園の制度が創設されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

第38号の条例改正につきましては、基金の設置期間を5年間延長するとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うものであります。

第39号の条例改正につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行うものであります。

第40号の条例改正につきましては、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討の手続を新設するとともに、環境影響評価方法書を作成した場合の公表について定めるものであります。

第41号の条例改正につきましては、歯科技工士国家試験の実施主体が都道府県知事から厚生労働大臣に変更されたことに伴い、試験の実施及び合格証明書の交付に係る手数料を廃止するものであります。

第42号の条例改正につきましては、修学資金の返還が免除となる施設の範囲を改めるとともに、保健師・助産師・看護師法の一部改正に伴う所要の整理を行うものであります。

第43号の条例改正につきましては、規制の対象となる薬物の範囲を拡大するとともに、薬物の濫用を防止するための規制を強化するものであります。

第44号の条例改正につきましては、介護予防に係る訪問介護及び通所介護のサービスが、市町村が行う地域支援事業に移行することに伴い、人員、設備及び運営等に関する基準について所要の整備を行うものであります。

第45号の条例改正につきましては、森林整備加速化・林業再生事業費補助金等に係る事業の実施期限が廃止されたことにかんがみ、失効規定を廃止するものであります。

第46号の条例改正につきましては、建築主が構造計算適合性判定を都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請できることとされたことに伴い、建築確認申請に係る手数料について、所要の整備を行うものであります。

第47号の条例改正につきましては、徳島県蔵本公園の駐車場の有料化や鳴門総合運動公園における帯状映像装置の供用に伴い、その使用料の額を定めるものであります。

第48号の条例改正につきましては、県の規制の対象となる風致地区を、面積が10ヘクタール以上であって、2以上の市町村の区域にわたるものに限るとともに、風致地区内における行為の許可を行う者を、市の区域にあっては当該市の長とするものであります。

第49号の条例改正につきましては、木造建築物で、中学校等の用途に供するものに係る基準を、幼保連携型認定こども園にも適用するものであります。

第50号の条例改正につきましては、橘港の小勝緑地にソフトボール場を新設することに伴い、使用料の額を定めるものであります。

第51号の条例改正につきましては、教育長が常勤の特別職に属する職員とされたことに伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

第52号の条例制定につきましては、県立学校の職員、及び県費負担教職員の定数を条例で定めるものであります。

第53号の条例改正につきましては、施設の改修により利用者の利便性が向上することに伴い、利用料金の額を改めるものであります。

第54号の条例改正につきましては、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改めるものであります。

第55号の条例改正につきましては、運転免許試験、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習等に係る手数料について所要の改正を行うとともに、災害により許可済み猟銃をなくした者に対する講習会の手数を定めるものであります。

第56号及び第57号の受益市町村負担金の追加につきましては、地方財政法第27条第2項等の規定に基づき、議決をお願いするものであります。

第58号の変更特定事業契約につきましては、賃金水準や物価水準の変動などから、契約金額について変更を行うものであります。

第59号及び第60号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決をお願いするものであります。

第61号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、平成27年度の包括外部監査を弁護士の山本啓司氏に委託する契約について、議決をお願いするものであります。

第62号の県道の認定につきましては、徳島市津田本町から津田海岸町までの臨港道路を県道として認定するものであります。

第63号につきましては、先ほど説明いたしました平成26年度2月補正予算（案）でございます。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号の訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては、徳島県営住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号の損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては12件で、合計金額は1,252万3,495円となっております。

報告第3号の損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては9件で、合計金額は131万3,000円となっております。

報告第4号の損害賠償（公園事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は13万7,060円となっております。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元に総務委員会説明資料と説明資料（その2）をお配りさせていただいておりますが、説明資料（その2）につきましては、先ほど御説明いたしました開会日における先議をお願いするものでございます。

まず、総務委員会説明資料を御覧ください。

説明資料1ページをお開きください。

平成27年度の経営戦略部等・主要施策の概要につきまして、御説明いたします。

第1点目は、県民との対話型広報広聴の推進についてであります。

県民と県政を結ぶパイプ役として、報道機関への情報提供をはじめ、新聞やテレビ等各種媒体を活用し、県民が求める情報を提供するとともに、知事と県民との意見交換を行うなどにより、県民とともに県政を進めるための広報広聴事業の充実に努めてまいります。

第2点目は、私立学校の振興及び情報公開制度・個人情報保護制度の推進についてであります。

私立学校の教育条件の維持・向上、経営の健全性及び修学上の経済的負担軽減を図るため、授業料軽減補助や就学支援金、奨学給付金の支給などにより、私立学校の振興に努めてまいります。

また、県政に対する県民の理解と信頼を深めるため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いが図られるよう努めてまいります。

第3点目は、行財政改革と適正な人事管理の推進についてであります。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。

また、能力実証主義による適正な人事管理に努めるとともに、若手職員対象の研修をはじめとした職員研修の充実に図り、戦略的な「人財」の育成に努めてまいります。

第4点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進についてであります。

職員の心身の健康を保持増進し、職場不適応状態を生じさせないため、また、病気休暇中の職員の円滑な職場復帰を図るため、メンタルヘルス・セルフチェック事業など、様々な事業を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

第5点目は、財政の健全性の確保についてであります。

平成27年度の当初予算は骨格予算として編成しており、6月の肉付け補正予算と合わせて通年予算となりますが、消費税増税後の景気回復の遅れが懸念される経済情勢を踏まえ、より一層の「経済・雇用対策」を講じるとともに、「安全・安心対策」、「宝の島・とくしまの実現」といった喫緊の課題にしっかりと取り組んでまいります。

また、「財政構造改革基本方針」に基づき、歳入・歳出両面にわたる改革の取組を実施してまいります。

第6点目は、県有財産の活用及び庁舎等の防災機能強化・長寿命化の推進についてであります。

県民の貴重な資産である県有財産を適切に管理するとともに、遊休未利用財産の売却や貸付けを促進し、有効活用を図ってまいります。

2ページをお開きください。

また、公共施設等の老朽化に的確に対応するため、「徳島県公共施設等総合管理計画（案）」に基づき、新たな県民ニーズをとらえながら、公共施設等を「長く、賢く使う」最適化対策の着実な推進を図ってまいります。

加えて、本庁舎においては、防災機能の強化を図るため、安全性と環境に配慮したエレベーター設備の大規模改修を実施するとともに、6合同庁舎においては、既存ストックを長寿命化し、有効活用するため、自動制御設備の更新によるエネルギーマネジメントの一元化を行い、適切な維持管理を図ってまいります。

第7点目は、県税収入の確保についてであります。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また、厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める「個人県民税」について、県の税務職員の市町村派遣等、市町村への各種支援策等を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

第8点目は、行政の情報化と災害に強い情報システム・ネットワークの構築についてであります。

ICTを活用し、行政の効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内の情報システム・ネットワークの安定運用に努めるとともに、業務・システムの最適化への取組を推進し、次世代「e-県庁」の実現に努めてまいります。

また、大規模災害発生時にも業務継続性の確保に資する「災害に強い情報システム・ネットワーク」の構築に取り組んでまいります。

第9点目は、効率的総務事務処理の推進についてであります。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行いたしますとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

第10点目は、職員の職務執行の適正確保、本県ならではの事業評価及び農林水産関係団体等に対する検査の実施についてであります。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や各種監察を実施するとともに、不当要求対策等に取り組んでまいります。

また、政策推進に係る県民目線からのチェック機能の強化を図るため、「県政運営評価戦略会議」の運営等を通じ、本県ならではの事業評価を行うとともに、農林水産関係団体等の健全な運営を確保するため、精度の高い検査を実施してまいります。

第11点目は、適切な公金管理及び公共工事の品質確保についてであります。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適切な管理に努めるとともに、財務会

計システムの安定運用と機能強化を図り、適切かつ効率的な会計事務を推進してまいります。

また、工事検査を適切に実施するとともに、公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

次に、3ページを御覧ください。

平成27年度一般会計当初予算案につきましては、一番下の総計欄でございますが、総額1,211億1,611万8,000円となっております。

4ページをお開きください。

平成27年度特別会計当初予算案につきましては、総額が1,507億6,847万3,000円となっております。

次に、課別主要事項について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報広聴に必要な経費等を計上しております。

6ページをお開きください。

総務課につきましては、情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に要する経費、本県私立学校の振興に資するための経費、また、文書管理事務経費や法令審査に要する経費等を計上しております。

7ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び行財政改革に要する経費、また、研修に要する経費等を計上しております。

8ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費等を計上しております。

9ページを御覧ください。

財政課につきましては、9ページから10ページにかけて記載しておりますが、一般会計において各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上しております。

11ページを御覧ください。

管財課につきましては、11ページから12ページに記載しておりますが、一般会計において県有財産管理費、本庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計で用度事業特別会計について、記載のとおり計上しております。

13ページを御覧ください。

税務課につきましては、13ページから16ページに記載しておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計で証紙収入特別会計について、記載のとおり計上しております。



県税等の収入見込額につきましては、15ページに記載のとおり計上しており、この内訳につきましては、次の16ページのとおりでございます。

17ページを御覧ください。

情報システム課につきましては、「e-県庁」推進に要する行政情報化推進費等を計上しております。

18ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上しております。

19ページを御覧ください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費等を計上しております。

20ページをお開きください。

監察局評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費等を計上しております。

21ページを御覧ください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また、特別会計で証紙収入特別会計を、記載のとおり計上しております。

22ページをお開きください。

出納局工事検査課では、工事検査に要する経費等を計上しております。

23ページを御覧ください。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を記載のとおり計上しております。

24ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、共同発行市場公募地方債を、本県を含め、36の地方公共団体が共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき、相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また、新公有財産管理システム開発事業業務委託契約等について、限度額の設定をお願いするものでございます。

25ページから26ページを御覧ください。

地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては、27ページから32ページに、条例案5件、その他議案1件を記載しておりますが、内容につきましては、先ほど全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

33ページを御覧ください。

（2）専決処分の報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、7件で合計152万44円でございます。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

平成26年度2月補正予算(案)でございます。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、(1)歳入歳出予算の「ア 総括表」の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が5,000万円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,262億2,620万7,000円となっております。

2 ページをお開きください。

「イ 課別主要事項」でございますが、情報システム課につきまして、番号制度統合宛名管理システムの構築に要する経費を計上しております。

3 ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、情報システム課におきまして、補正金額と同額の繰越をお願いするものでございます。

4 ページをお開きください。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり、補正前の限度額が602億1,000万円、補正後の限度額が629億1,800万円であり、27億800万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告いたします。

徳島県公共施設等総合管理計画(案)についてでございます。

お手元に資料1の徳島県公共施設等総合管理計画(案)をお配りさせていただいております。

総合計画本体もお配りいたしておりますが、時間の関係上、A4横一枚ものの概要で説明させていただきます。

公共施設の老朽化が、全国において喫緊の課題となる状況のもと、本県では、全国に先駆けて公共施設等総合管理計画を今年度中に策定し、既存ストックの有効活用の進化を主軸に据えた徳島ならではの長寿命化策を推進することとしております。

12月議会での中間報告でも報告させていただいたとおり、総務省指針に沿って、計画期間は平成27年度から36年度までの10年間とするとともに、計画の対象となる施設類型については、庁舎をはじめとする「ハコモノ」が5類型、道路をはじめとする「インフラ」が12類型、計17類型で体系化しております。

計画の推進に向けた目標についても、中間報告でお示しした五つの数値目標を掲げることとしておりますが、今回、新たに「目標5 長寿命化の推進体制の確立」において、公共建築物類型の保全台帳の整備を5年以内に完了することを追加するとともに、その戦略的な第一歩として、関係する予算を提案させていただいております。

また、目標達成に向けた取組の基本方針において、不断の公共施設のあり方の見直しにより、必要な更新・転用・統廃合など、公共施設の最適化を推進することとしております。

今後、本委員会での御論議を踏まえ、課題解決先進県にふさわしい、「長く、賢く使

う」ための長寿命化戦略として、当総合管理計画の最終取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

提出予定案件の御説明及び報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 木南委員

経営戦略部関係の補正予算ということで、情報システム課関係で5,000万円が計上されています。この5,000万円について、説明していただきたいと思えます。

#### 遠藤情報システム課長

ただいま、2月補正予算として計上させていただいております行政情報化推進費のうち、番号制度統合宛名管理システムの構築に要する経費の5,000万円につきまして、御質問を頂いております。

最初に、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますが、社会保障と税に関する情報を国や県、市町村などが相互に正確かつ効率的にやりとりを行うことで、きめ細やかな社会保障ですとか、より公平、公正な税負担を実現するための社会基盤になっているところでございます。

その導入に向けましては、現在、国のほうから示されております主なスケジュールといたしまして、平成27年10月から通知カードの配付によります個人番号の通知、また、平成28年1月から個人番号の利用開始、個人番号カードの交付、平成29年1月から国の機関間における情報連携の開始、さらに、1年半後の平成29年7月でございますが、地方公共団体間の情報連携の開始などとなっております。

今回、2月補正の先議として計上いたしております5,000万円につきましては、このマイナンバー制度の本県への導入に当たりまして、庁内の関係する業務システムと国が整備するネットワーク、情報提供ネットワークシステムと呼んでおりますが、こちらとの接続を行いますときに必要となります団体内統合宛名管理システムの開発テスト等にかかわる経費でございます。このシステムの整備にかかわる経費につきましては、本年度当初の段階で国10分の10の国庫補助事業ということで、本年度は基本設計等の経費を、また、来年度につきましては開発テスト等の経費を、2か年にわたり手当される予定でございました。

しかし、来年度分として提示されました金額と申しますのは、このシステムの開発テスト等に必要と考えられる経費に対しまして相当低額なものでございまして、これまで全国知事会等におきましても再三にわたり十分な金額の予算化を行うようにということで、国

に対して要望していたところでございます。

その結果、このたび、当初予定しておりました平成26年度補助額を大幅に上回る金額の予算を、しかも本年度の国の補正予算として計上していただきましたので、本県におきましてもこれに呼応する形で補正予算として計上し、先議として御承認をお願いするものでございます。

このシステムの整備に向けましては、現在、今年度事業として予定しておりました基本設計業務等の委託先を選定するための公募型プロポーザルを行っているところでございますが、今後、今回の予算化で対象となります開発テスト等に係る業務と合わせて、できる限り早期に事業着手を行うことによりまして、切れ目のない雇用を生み出すなど、経済対策としての位置づけにも意を用いながら、しっかりと対応させていただければと考えているところでございます。

木南委員

課長の答弁のとおりだと思いますが、国のほうでは、切れ目のない雇用を確保するために3兆円余りの補正を組み、そのうちの5,000万円が本県に来たわけですから、これを先議で通そうとするわけですから、年度内に使える見込みはありますか。

遠藤情報システム課長

このたび、2月補正予算として計上させていただいております5,000万円につきましては、一方で繰越明許費として同額を計上させていただいております。先ほども説明させていただきましたが、このたび予算計上させていただいております5,000万円につきましては、本県におけるマイナンバー制度の対応に必要な団体内統合宛名管理システムの開発テストに係る経費でございます。当該経費にかかわる事業着手から開発テスト完了までの期間を考慮いたしますと、おおむね8か月から10か月程度の工期が必要と考えております。

したがって、今年度内をめぐりできる限り早く鋭意事業着手しても、事業が完了して、検査、支払という段階に至るまでには、まだ相当の期間が必要と考えておきまして、こうした点も考慮いたしまして、同額の繰越しをお願いするものでございます。

委員の御意見のとおり、できるだけ早く着手して、早期に完成できるように、これからも努力してまいりたいと考えているところでございます。

木南委員

平成26年度2月補正予算（案）の概要に経済・雇用対策などを推進すると書いてあります。経済・雇用対策を推進するため、できるだけ年度内に使えるようにということで、先議することになっています。従来に比べて1か月近く早く執行できるわけですから、できるだけ年度内に執行できるように、経営戦略部から各部に督促してほしいと要望しておきたいと思っております。

もう一件、総務委員会説明資料のほうですが、私立学校の振興という項目が主要施策の

概要の中に入っています。徳島県は特異なところでありまして、県内高等学校のほとんどが公立高校であります。今までは存在価値というか、意義はあったと思うのですが、近年のような動きの速い時代の中で、本県のように公立高校ばかりの教育でいけるのかどうかといったことが非常に問題になってきていると思います。公立学校は教育委員会であり、私立学校は経営戦略部のかもいでありますから、私立学校の在り方、あるいは公立学校と私立学校との並立の在り方をどのように考えているのか、また、私立学校を将来どうしていくのかという考えをお持ちであれば、説明していただきたいと思います。

#### 折野総務課長

本県の私立学校につきましては、独自性を発揮し、魅力ある学校づくり、教育条件の向上が必要であると認識いたしております。ただ、私立学校もかなり頑張っておりまして、その成果は着実に現れ、一定の評価を受け、私立学校の特色が一つの魅力として定着しているところでございます。ある私立学校では、学力については県内のトップ校でもありますし、ある私立学校につきましてはスポーツ振興が非常に盛んでございまして、むしろ私立学校が公立高校を牽引しているような状況でございまして、私立学校、公立学校ともどもウインウインの関係で、徳島県全体の教育の向上に努めていただけたらと考えているところでございます。

#### 木南委員

今、課長からお答えいただいたとおりであり、それだけ課題がないわけでは、多分、徳島県で育った方のほとんどが公立高校を卒業されたと思いますが、他県に行くと、公立学校を卒業した人と私立学校を卒業した人の割合が半々とか、あるいは1対3などになるわけでは、それはそれで良いと思うのですが、これから私立高校や公立高校の在り方、将来像のようなものも書かなければ、ますます徳島の教育環境が遅れていくような気がしてならない。公立学校には公立学校の存在価値というか、存在意義というものがあり、それを私立学校と同じように考えろというのは非常に難しいところがあるのではないかと。しかし、そのようなことで徳島県の教育環境はいいのかという問題も残りますので、真剣に考えておいてほしいと思います。

もう一つ、少子化で子どもが減り、学校が余ってくる。こういった学校をどうしていくのかという問題も残ってくると思うので、このようなことを問題提起して、終わります。

#### 岸本委員

県公共施設等総合管理計画（案）が出ましたので、確認だけさせていただきます。

長寿命化とは、簡単に言ったらどのようなことですか。

#### 平井行政改革室長

ただいま、長寿命化とはどのようなものかといったことについて御質問を頂いたところ

でございます。

施設、箱物、インフラそれぞれございますけれども、いわゆる一般的な耐用年数といったものがあるかと思えます。これまでは、その耐用年数に達するまで使ってきたと思えますけれども、やはり人口減少や厳しい財政状況を踏まえまして、これまで考えられていた耐用年数以上に、今後はできるだけ長く、賢く使えるようにしていくことが長寿命化だと考えております。

岸本委員

資料の9ページに、例えば、耐用年数40年を65年にと書いてあるから、そういう意味かなと思ったのですが、事前に予防して、安いコストで修理できるところはしておこうという理解でよろしいですね。

案の計画は出てきましたが、この計画は来年度予算から反映されるのですか。

平井行政改革室長

今年度中に県公共施設等総合管理計画を策定してまいりたいと思えます。その後、間髪入れずに、次のステップといたしまして、順次、17の類型ごとの個別施設計画を策定してまいりたいと思っております。その計画は5年以内に策定するとともに、それに必要な各施設の詳細調査も進めていきたいと思っております。それを前提といたしまして、来年度当初予算におきまして、その詳細な調査を行うための経費として2,400万円を計上させていただいているところでございます。

岸本委員

資料9ページの表では、2020年からということで、5年後から始まるようなイメージですが、速やかに、間髪入れずにということでございましたので、予算に入れていただきたいと思えます。

残りは付託委員会でお尋ねしたいと思えます。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時54分）